



報道提供日 令和8年1月19日(月)

## 水道基本料金の免除期間を延長します ～物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用事業～

### 概要説明

国から地方公共団体へ交付される「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が当初の見込みより多く交付されることとなったため、この交付金を活用し、令和7年12月17日(水)に発表した水道基本料金の免除期間を2か月分から6か月分に延長します。

#### ●四條畷市の交付金活用事業

##### ①商品券の配布 **変更なし**

全市民を対象に、一人あたり7,000円分の市内取扱店で使用できる「なわてみんなで頑張ろう商品券」を配布します。利用期間は、令和8年8月から10月末を予定しています。

##### ②水道基本料金の免除 **期間延長**

官公庁等を除く全ての用途を対象に、6か月分の水道基本料金を免除します。

対象期間は、令和8年8月検針分から令和9年1月検針分までを予定しています。

#### 問い合わせ

電話 072-877-2121〈代〉

企画広報課 担当：溝口（内線310）（臨時交付金全般に関すること）

水道基本料金減免プロジェクトチーム

担当：田中（内線9015）（水道基本料金の免除に関すること）